

新型コロナウイルス感染で亡くなられた方への対応について

新型コロナウイルスについては政府が政令により「指定感染症」（第二類相当）と定められております。

弊社での新型コロナウイルス感染により亡くなられた方への対応については下記フローチャートをご参考ください。

なお、新型コロナウイルスで死亡した場合は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）並びに
「墓地、埋葬等に関する法律」（墓埋法）の特例に基づき、24時間以内の火葬が認められていますが、遺族への丁寧な説明、
同意を得てから対応することが望ましい。

